

審査請求、再審査請求の改正

H27. ●●●●

行政不服審査法等一連の改正により、H28.4.1～不服審査、いわゆる審査請求、再審査請求の
手続きの関係が変更になります。

添付 (P.2) ～、(P.4)「行政不服審査法関連3法の概要」を参照し、下記内容を確認して下さい。

【課題・100】 <行政不服審査の一般的な仕組み>

1. 国や市区町村等の行政機関は、原則、“行政手続法”に則り業務を遂行します。
そして、行政機関の(権限に基づく) 処分等について 不服の場合、“行政不服審査法”により
不服を申し立て 簡易・迅速に権利・利益の救済を求めることができる。(行政不服審査法 第2条)

◆ 不服申立ての状況 : H23年度・3万件の内訳

健保・国年・厚年・労災 46%	国税徴収 30%	出入国(6%) 情報公開(4%) その他(14%)
--------------------	-------------	---------------------------------

社労士と税理士の2士業分野で全体の3/4を占める

2. 審査請求・再審査請求でも不服・納得できない場合は、“行政事件訴訟法”により司法・裁判手続
に移ることになる。
3. 社会保険労務士の業務分野では、社会保険審査制度(労働保険審査制度)があり、健保法(189条)、
国年法(101条)、厚年法(90条)により、社会保険審査官(労働保険審査官。労災法・38条、雇用法・69条)
及び社会保険審査会(労働保険審査会)に不服を申し立てる 二重前置主義になっている。

【課題・100-2】 <H28.4.1～の改正概要>

1. 不服申立前置の縮小・廃止
 - ・多くは、不服申立てと直に出訴を 選択 可能に
 - ・大量の申立て、専門・技術的内容は残す : 年金・労災、税金、特許、公害、医療 …
2. 不服申立てを、原則「審査請求」に一元化
 - ・“審理員”の審理、裁決を第三者機関が点検 ⇒ (これまでの 審査請求 が変わる?)
 - ・申立期間 : 60日 ⇒ 3カ月以内
3. 社労士業務・“年金”関係の留意点
 - ・(二審制は残るが) 審査官の決定後、裁判所に出訴可能に
 - ・保険料の徴収に関しては、不服申立てなしで裁判所に出訴可能に

★ 関連する厚年法の抜粋 … (P.5) 厚年法第90条、第91条 & 91条の3 参照